

周防大島町告示第42号

平成20年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年6月6日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成20年6月13日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

6月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成20年6月13日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成20年6月13日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成19年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第2号 周防大島町立病院及び出張診療所条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第13 議案第6号 権利の放棄について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成19年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第2号 周防大島町立病院及び出張診療所条例の制定について

- 日程第10 議案第3号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第13 議案第6号 権利の放棄について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 中本 富夫君 副町長 椎木 巧君

教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	岡村 春雄君	産業建設部長	斉藤 正明君
健康福祉部長	椎木 千明君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	末永 健寿君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君
税務課長	橋本 澄夫君	公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君
公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君		

午前 9 時 30 分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成 20 年第 2 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、19 番、木村潔議員、20 番、中本博明議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 6 月 6 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 19 日までの 7 日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 19 日までの 7 日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降、本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査3月、4月、5月実施分と、定期監査3月、4月、5月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情、要望については、6月10日付第43号として大島病院の新築移転計画についての見直し余地ありとの要望書を受理いたしましたので、議員配布として皆様のお手元にその写しを配布いたしております。

続いて、系統議長会関係について。

まず、山口県町村議会議長会から、議長会主催による議員実務研修会が8月5日火曜日に山口市で開催される予定であります。この件については、本定例会において全員参加での議員派遣の御議決をいただくこととしております。

次に、山口県離島振興町村議長会について、今年度の行政視察研修は周南市の沖合い10キロにございます大津島を視察研修地としております。戦時下において回天で発射訓練が行われていたところでもあります。人口は536人、面積が4.7平方キロと本町の4つの離島を合わせたよりも規模の大きい島であります。離島の危機管理について研修を行うこととしております。日程は、7月11日、私と事務局長とが出席を予定しております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月23日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、7月18日に実施することになりました。全員の参加をお願いするところであります。この件についても、今定例会において議員派遣の件にてお諮りする予定としております。

次に、町人会関係につきまして、5月17日に東京大島ふるさと会へ平村真成議員と富田安英議員が御出席いただきました。大島の最新情報をお届けいただくとともに、さらなる懇親を深められたことと存じます。大役御苦労様でございました。

また、広島周防大島町人会が来月7月6日日曜日に開催されます。その出席につきまして、議員9名の出席をお願いしたいと考えております。議員派遣の件について御議決いただくこととなりますので、会期中に参加調整、またよろしくお願いをいたします。

委員会の報告事項では、議会広報編集特別委員会から視察研修の報告が提出されましたので、お手元に配布いたしております。議会広報のあり方について、先進的事例の自治体を選定されての研修に励まれる議員各位の思いが、この報告書を通じしっかりと読み取れます。委員各位の広報づくりの御労苦に対しまして、敬意と感謝の意を表すものであります。引き続きよろしくお

願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成20年の第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜りまことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号は、平成19年度の周防大島町繰越明許費の繰越額の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして平成19年度の繰越明許費、繰越計算書を調整をし、報告をするものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。平成20年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものでございます。

諮問第2号は、1号と同じく、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、意見を求めることについてであります。平成9月30日をもって、任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものでございます。

議案第1号は、平成20年度の周防大島町一般会計補正予算（第2号）になりますが、についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億542万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億9,973万円とするものであります。

議案第2号は、周防大島町立病院及び出張診療所条例の制定についてであります。国民健康保険法第82条の規定に基づきまして、周防大島町立病院及び出張診療所を設置をする条例を制定するものでございます。

議案第3号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。周防大島町環境センター（リサイクル施設及び最終処分場）の建設完了に伴い、リサイクル施設及び最終処分場建設運営協議会が任務を終えたことにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号から議案第5号までの専決処分の承認を求める案件については、地方自治法第179条第1項の、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、議案書のとおり専決処分を行いました。これを報告をし、承認を求めるものであります。

議案第4号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正が4月30日に関連する政令及び省令も同日公布、施行されることに伴い、専決処分書のとおり、処分させていただきました。

議案第5号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。議案第4号と同様に、地方税法の一部改正が行われ、4月30日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分をさせていただきました。

議案第6号は、権利の放棄についてであります。遺贈の権利を放棄することについて、地方自治法第98条第1項第10号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号は、周防大島町過疎地域自立促進計画、後期でございますが、の変更についてであります。本計画の事業内容に事業名称の変更と新たな事業を追加をし、計画変更をするものであります。

それでは、この際、行政報告を申し上げます。

まず、平成19年度周防大島町各会計決算見込みについてであります。

去る5月30日に平成19年度の各会計の出納を閉鎖をし、現在決算書を調整中ではありますが、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によりまして、各事業とも順調に進捗をし、いずれの会計も黒字、もしくは収支ゼロの決算見込みでございます。

合併後、大変厳しい財政状況のもと、住民の皆様方には、財政健全化に向け、さまざまな御負担もお願いをしまいましたが、合併による財政効果も徐々ではあります、実感できる状況になりつつあると思っております。

公営企業会計とあわせまして、地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく監査委員の審査を得まして、9月定例議会におきまして、決算の認定をお諮りするとともに、実質収支比率を初めとする財政健全化判断比率を御報告する予定にいたしております。

次に、柳井地区広域事務組合についてであります。

柳井地区広域事務組合は、平成4年9月にふるさと市町村圏の選定を受けまして、同年11月に一部事務組合として設立をされております。構成市町数は、組合設立時は1市7町でございましたが、圏域内の合併によりまして、現在は、柳井市、周防大島町、上関町、平生町の1市3町に減少しております。

組合設立以来、ふるさと市町村圏基金の果実を活用して、主たる事業であります視聴覚ライブラリー推進事業、広域観光宣伝事業及び広域圏職員研修事業を実施をしまいましたが、既に初期の目的を達成した事業もあります。さらには、各自治体は、行政改革に積極的に取り組んでおり、一部事務組としても行政運営のスリム化、効率化が求められているところであります。

以上の状況を踏まえまして、今後においては、国、県の動向も注視をしながら、事務事業の効

率的な協同処理に主眼を置きまして、一部事務組合を解散して協議会への移行手続きを進めてまいりたいと考えております。組合解散時期は、平成21年3月末を目標としております。議員各位には、柳井地区広域事務組合のあり方について御理解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、ふるさと納税寄附金についてであります。

御承知のとおり、ふるさと納税制度を盛り込んだ改正地方税法が国会を通過をし、5月1日から施行されることになりました。この制度は、ふるさとや応援したい地方自治体へ寄附金として支援をした場合、税額の控除を受けることができ、結果的に納税をしたこととなる制度であります。

本町といたしましても、周防大島町ふるさと寄附金と称しまして、これに取り組んでいるところであります。先般も東京大島ふるさと会に出席をし、ふるさと寄附金の御案内とパンフレットを配布したところであります。

今後も各地区の町人会やホームページを活用いたしまして、広く寄附金を募り、力強い応援をいただきたいと考えております。なお、ふるさと寄附金の申し込みや問い合わせの窓口を政策企画課が担当し、優遇税制にかかわることについては税務課が担当することとしております。

次に、山口県大島防災センターについてであります。

去る5月1日に山口県総務部から山口県大島防災センターの管理運営にかかわる条例の制定と指定管理者制度の導入についての説明があり、今後の取り組みについては町と協議をして対応していくとのことであります。

今後のスケジュールとしましては、6月県議会において山口県大島郡防災センター、仮称でございますが、設置条例を制定をし、9月県議会において関連予算の補正と指定管理者の指定議案を提出する予定とのことであります。また10月末から11月初旬には、同センターの供用開始をしたいということでありました。

最後に、星野哲郎記念館と周防大島文化交流センターの連携についてであります。星野哲郎記念館と周防大島文化交流センターの連携については、3月の議会において、議員から御意見、御指摘を賜ったところでありますが、このほど文化交流センターを観覧をする場合、星野哲郎記念館入場券の半券を提示すれば割引をする取り扱いを開始をいたしました。また、逆のケースとなる文化交流センターの観覧者が星野記念館へ入館する場合も同様に割引をする扱いといたしました。

両施設の設置条例において、町長は特別な理由があると認めるときは、減額または免除をすることができるかとされております。隣接をするお互いの施設が総合連携を図る必要があると認識をいたしまして、この規定に基づきまして割引の取り扱いを行うものであり、この取り扱いを行う

ことで相乗効果が上がることを期待をしているところでございます。観覧料につきましては、どちらへ先に入館しても割引金額は同じとしております。

なお、町が出資をしております財団法人等の山口県大島郡国際文化協会、社団法人東和ふるさとセンター、有限会社サザンセト東和の経営状況を説明する書類として、理事会、または総会の資料をお手元にお配りをしております。

また昨年度から実施をしておりました東和中学校の基本設計報告書がこのほど完成をいたしましたので、お手元に配置計画と完成予想図をお配りをしております。経営状況を説明する書類とあわせまして御高覧のほどお願いをいたします。

以上、概要につきまして、御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり、関係参与が御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩に入ります。

午前 9 時 52 分休憩

.....
〔 全員協議会 〕
.....

午後 1 時 10 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、本会議を再開をいたします。

日程第 5 . 報告第 1 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 5、報告第 1 号平成 19 年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、報告第 1 号平成 19 年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第 1 回定例議会におきまして御議決をいただきました繰越明許費につきまして、歳出予算に係る経費を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し報告するものであります。

一般会計におきまして 2 億 6,005 万 9,000 円の限度額に対し、2 億 4,099 万 9,000 円を繰り越しております。

それぞれの事業における繰越額及びその財源につきましては、報告書に記載のとおりとなっておりますので、御高覧賜りますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

平成20年9月30日をもって任期満了となります現委員の竹本諭氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、人格・識見ともに高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの方であり、まさに人権擁護委員に適任であると思料するものであります。私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対して、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦したいと存じますので、よろしく審議をいただき、御意見を賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、竹本諭氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、竹本諭氏を適任とすることに決定しました。

日程第7．諮問第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

平成20年9月30日をもちまして任期満了となります現委員の沖廣紀恵氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、人格・識見ともに高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの方であり、まさに人権擁護委員に適任であると思料するものであります。私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大

臣に対して、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦したいと存じますので、よろしく審議をいただき、御意見を賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖廣紀恵氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、沖廣紀恵氏を適任とすることに決定しました。

日程第8．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1億542万3,000円を追加し、予算総額を137億9,970万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。その主なものにつきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお開き願います。

まず歳入につきまして、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金におきまして、再編交付金1,360万円を追加しております。防衛局との協議が整いました事業に充当するものであります。また、防衛局より、再編交付金については本来100%充当の交付金ではありませんが、一次内定分は70%程度での内定であり、充当率をそれと同等に抑えておき、最終決定分で100%充当となるよう調整すべきとの指導がありましたので、それを踏まえ、当初予算計上分もあわせて財源調整を行っております。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、単県農山漁村整備事業補助金及び強い水産業づくり交付金の追加内定による計上であります。3項県委託金は、住民税還付に伴う県税徴収事務委託金、片添ヶ浜海浜公園指定管理料決定による追加計上であります。

12ページの17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金を3,712万8,000円取り崩しての財源調整であります。

19款諸収入4項雑入は、国体準備に係る日本宝くじ協会からの助成金を997万5,000円計上いたしております。

20款の町債は、強い水産業づくり交付金事業につきまして、当初予算では一般公共事業債を予定しておりましたが、過疎債の充当が認められましたので、これを調整するとともに、公営企業金融公庫資金における5%以上の高金利の繰り上げ償還が認められましたので、これに伴う借換債の計上であります。

13ページからは歳出であります。

2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費では、大島総合支所の日直業務を7月から外部委託することとし、その委託料を新規計上いたしました。2項徴税費1目税務総務費は、税源移譲時の年度間所得変動による減額措置に伴う還付金として1,625万9,000円を追加するものであります。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費では、浮島地区の防波堤のかさ上げ、陸開整備等に係る設計委託料、工事請負費等合わせて2,030万1,000円を追加いたしました。その財源は再編交付金を予定しております。

14ページの4目漁港建設費は、逗子地区のしゅんせつ工事が単県農山漁村整備事業での実施が認められましたので、新たに計上するとともに、強い水産業づくり交付金事業の事務費の追加内がありましたので、これを追加いたしました。

6款商工費1項商工費3目観光費は、片添ヶ浜海浜公園の県からの指定管理料が13万5,000円追加となりましたので、東和ふるさとセンターへの再委託料を追加するものであります。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、道路橋梁維持管理事業に850万円を追加し、町道岩内線の舗装、外灯管理事業に1,290万円を追加し、町内に防犯灯の設置を行うこととしております。いずれも財源は再編交付金であります。

16ページの8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、歳入の際申し上げました再編交付金の財源調整であります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、再編交付金の財源調整にあわせて、AED購入に係る事業費の調整を行うものであります。2項小学校費では、沖浦小学校のシロアリ駆除、久賀小学校の校舎雨漏り補修工事を追加計上いたしました。

17ページの3項中学校費は、防災センター建設工事等に伴い、久賀町民グラウンド横の久賀中学校教職員駐車場が使用できなくなりますので、この確保のための借地料の計上であります。5項保健体育費1目保健体育総務費は、国体準備経費として日本宝くじ協会の助成を受け、アーチェリー表示システムを購入しようとするものであります。2目体育施設管理費では、防災セン

ター建設工事に伴い久賀町民グラウンドでの軟式野球大会が開催不可能となり、東和町民グラウンドで開催をしておりますが、近隣民家への打球による被害を防止するために防球ネットのかさ上げを行うための工事請負費を計上いたしました。

18ページの11款公債費は、金利5%以上の公営企業金融公庫資金について、9月定例償還日での繰り上げ償還が認められましたので、これに係る償還金の計上であります。

以上が平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)についての概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) じゃ、ちょっとページ数でいきます。14ページですが、漁港建設費、工事請負費、ちょっとこれは聞き漏らしたんでもう一回。どこの場所かお願いします。

それと、15ページの外灯管理事業のところですが、ここも工事請負費、これは町内何カ所か、えっとありゃ場所はいいです。何カ所あるのかお願いします。

それと17ページ、学校管理費、久賀中の駐車場の確保ということですが、これはずっと将来にわたってそうせざるを得んのか一時的なものか。それと場所はどこか。

それと、同じ17ページですが町民グラウンド、これもちょっと申しわけない、聞き逃したんで、工事請負費、町民グラウンド管理運営経費の工事請負費、これは場所はどこ、どこの町民グラウンドか。これだけお願いします。

議長(新山 玄雄君) 斉藤産業建設部長。

産業建設部長(斉藤 正明君) 2点についてお答えいたします。

単県の漁港建設費、この工事箇所等で、金額については340万円のところですが、これは逗子の漁港のしゅんせつで、建設費の漁港管理費で予定をしておりましたが、今回、単県農山漁村整備事業、単県の事業がついたということで、こちらの方に乗りかえたというような形でございます。

それから、外灯の箇所数と申しますか、位置というような御質問であったようにお聞きしておりますが、これについては、今年度44カ所予定しております。ナトリウム70ワットということで、電柱の強化型と電柱が立っておりますが、電柱に取りつけるという方法ですが、電柱強化型34灯と電柱建柱型を10灯、これについては旧大島町ですが、10灯、それから旧久賀、三浦から椋野の間ですが、一応19、橋を15カ所という予定にしております。

議長(新山 玄雄君) 村田教育次長。

教育次長(村田 雅典君) 御質問のまず1点目でございますが、駐車場の関係でございます。これについては、将来にわたってというのではなくて、1年ごとの契約ということ、すなわち所

有者の方が返していただきたいということであればすぐに対応できるという形で1年ごとの契約という考えをしております。

また、町といたしましても、二、三年たてばある程度またどこかにめどがつくということで、1年ごとの契約でお願いしております。

それから、場所につきましては、旧NTTの社屋がございましたが、その南側に山中クリニックさんがお持ちの所有地がございます。ここをお借りするということでございます。

それから、同じく体育施設管理費のグラウンドの管理経費ということでございますが、これは現在の東和グラウンド、ここに防球ネットを張っていこうという計画であります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、久賀中の駐車場の件ですが、1年ごとの契約ということで、僕はそういう意味じゃなしに、もう将来 だから、今現在使われているところが使えんようになるから変えるという意味ですか。で、NTTの社屋の南側とおっしゃいましたですね。南側、山手の方ですね。ちょっとかなり歩かないけんのでしょうか、これが。小学校、ちょっともう一回。

議長（新山 玄雄君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 場所的にはNTTのもとの社屋のところから南側に七、八十メートル、学校の距離からするとちょうど路地がございまして、小学校の南側に小さな路地がございまして、中学校の方に抜けていけると。あの通路を通れば、距離的には今の距離とほとんど変わらないということであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、町債の借換債について最初聞いておきたいんですが、補足説明で0.5以上について、実際的には借りかえるということなんですが、実際的には今度借りかえる額が例えば2.5から3になったとしても、この借りかえによってどのくらい町財政に減額になるのかということをもっと聞いておきたいというふうに思います。

それと、2点目として大島支所経費であります。これは合併のときも私は言うたんですが、実際的に今の町の職員の仕事を縮小していくことは、仮に町の職員の要望であったとしても、実際的には結果として自分たちの首を絞める方向になりませんかという危惧で討論しようと思うんですが、今実態が、例えばいわゆる旧総合支所については既にやられていると思うんですが、今実態として、どのくらいその業務の中で、例えば電話の取り次ぎ、そのほか問い合わせ、そういうふうな格好で取り組んでいるのかどうなのか、つかんでいれば、まず報告していただきたいというふうに思います。

もう一点は、税務課関係で償還金というのが出てきておりますが、見込み違い分といいますか、実際に何件くらい、いわゆる件数ですね、何件償還分があるのかということをもっと聞いておきたいと

いうふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 借換債についての御質問がございましたけれども、今回借りかえと
いいですか、繰り上げ償還いたしますのが、公営企業金融公庫の5%以上分で7件ございまして
3,500万円ばかりの繰り上げ償還を行うわけですけれども、これで借りかえた場合どれぐら
いのメリットが出るかということですが、利率がちょっとはつきりまだ、その借りかえ時期があ
れですから申し上げられないんですけれども、1,000万円ばかりのメリットが出るんじゃない
かろうかと思えます。利率によってかなりの変動があると見込まれます。

議長（新山 玄雄君） 嶋元大島総合支所長。

大島総合支所長（嶋元 則昭君） 大島総合支所の今の電話業務につきましてですが、災害等
による緊急事態とかという場合を除けば、例えば葬儀の関係、例えば地震等、それが本所になっ
ておりますので、他の町とは少し、大きく違うとは思いますが、通常の場合はそんなにかかっては
こないで、ちょっと件数については把握はしておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど、今年度の事業計画について、1つは外灯事業について、
今年度分の実際的な報告がありました。これは再編交付金の対象ということで事業を進めていく
わけなんです、いわゆる何年間で何基という格好で、これは当然過疎計の方にも出てくるとい
うふうに思いますが、島全体をどういう格好で年度ごと計画等が既に出ておろうかというふう
に思いますが、全体事業費、あとは過疎計のほうで聞きましょう。じゃ、大体どういう格好で進
んでいくのかということで報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） お答えいたします。

全体的な灯数については、現在つかまえている数字は366灯ですが、これはあくまでも概略
数字というふうに御理解いただきたいというふうに思っております。多少工事をやりつつ変更が
出てくるんじゃないかというふうに思っております。

事業費についても約9,200万円ぐらいの事業費をつかまえております。

それから旧大島では一応111、それから久賀ですが43、橘29、東和183、合わせまし
て366という数字を現在つかまえておりますし、約4年間で工事を済ませたいというふうに考
えております。

先ほど申しましたように、20年度については44灯、それから21年度については111灯、
大島31、久賀12、橘5、東和63、これも概略数字というふうに御理解いただきたいとい
うふうに思いますが、22年度では108灯、大島31の久賀の12、橘5、東和60と。23年

に103灯ということで、大島30、久賀9、橘4、東和60というふうに予定はしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 税務一般経費の中で償還金について、まだ答弁はなかったんじゃないかと思うんですが。件数等。

議長（新山 玄雄君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 件数ということでございますが、対象者でございますが、770人でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

討論、採決は最終日といたします。

日程第9 議案第2号

議長（新山 玄雄君） 次に移ります。日程第9、議案第2号周防大島町立病院及び出張診療所条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第2号周防大島町立病院及び出張診療所条例について補足説明を申し上げます。

従前は、周防大島町国民健康保険条例の中で病院または診療所の設置が明文化されておりました。今年度、厚生労働省の調整交付金申請の際に、国民健康保険法第82条に基づく条例を制定し、明文化するよう指導がありましたので、条例の制定をお願いするものであります。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 調整交付金ですよ、新設。今までは国保のほうでやっておったが、実際一般会計のほうから切りかえることによって調整交付金のやり方が変わったという端的な言い方、その中身。調整交付金について、私が考えているのは、午前中ちょっと議論した、いろんな調整交付金がありますが、例えば赤字病院分とかそういう申請のときに、すべてこっちにしちよかんと申請できないのかどうなのかという部分をちょっとははっきり聞いておきたいんで、聞いておきたいと思うんですが。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 調整交付金、この明文化がされてないと今後病院が設立されていても病院の方に交付されないということです。そのとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第 2 号周防大島町立病院及び出張診療所条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 10、議案第 3 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 3 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本改正は、リサイクル施設と最終処分場建設事業を円滑に進めるため、施設建設予定地に隣接する居住地域との合意形成を図ることを目的として、平成 16 年 10 月に設置をいたしましたリサイクル施設及び最終処分場建設運営協議会が平成 19 年度末事業の完了に伴いまして会としての任務を終えたところにより、同条別表第 1 中の同運営協議会委員の項を削ろうとするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第4号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第4号専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。本年度の税制関連法案については、地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律が去る2月29日に衆議院の可決成立し、同日、参議院に送付をされたところでございますが、国会審議の停滞によりまして大幅な審議のおくれとなっていたところであります。去る4月30日、憲法第59条第4項により、衆議院で地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律等の法案が再可決成立され、直ちに政令、省令等とともに同日公布施行されたところであります。

本条例案についても、同日直ちに公布施行する必要があったため、地方自治法第179条第1項、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、これに該当すると認めまして、専決処分をさせていただきましたので、議会に報告をいたしまして承認をお願いするものでございます。

周防大島町税条例の一部を改正する条例でございます。これらの改正は、地方税法等の改正に伴い周防大島町税条例においても所要の規定の整備を行うものであります。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきます。参考資料1ページでございます。済みません、参考資料の1ページをお願いします。

周防大島町税条例の新旧対照表でございます。条文番号等につきましては、原則として左側の欄の改正案の番号で御説明を申し上げます。

まず2ページ、第31条、均等割の税率でございます。21ページ、第56条、23ページ、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例、45ページ、附則第21条、民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告、これらについて民法第34条に規定されている社団法人、財団法人について、明治29年の民法制定以来の大改革が行われ、新しい制度が平成20年12月1日から施行されることに伴

うものであります。

公益法人制度改革の概要につきましては、現在の社団法人、財団法人制度を廃止し、新たな登記で設立できる一般社団法人、一般財団法人と民間有識者からなる公益認定等委員会の意見に基づき内閣総理大臣または都道府県知事により公益性が認定される公益社団法人、公益財団法人を導入するものです。前者を1階法人、後者は2階法人と俗称するということでございます。

また、現在の広域法人については、5年間の移行期間があり、この間は特殊民法法人、特例社団法人、特例財団法人として現在の公益法人と同様の扱いとされるということでございます。

次に6ページ、第34条7、寄附金税額控除、25ページ、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、45ページの別表、第34の7の関係の別表ですが、これらにつきましては、まずふるさと納税についての経緯の概要を説明させていただきます。

いわゆるふるさと納税制度については、住所地の地方団体で課税される納税者が税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式については、受益と負担の関係、課税権などの論点整理を踏まえた結果、このような税を分割する方法はとり得ず、現行の寄附金税制を活用する方法によるべきとの結論となったところであります。また、ふるさとの範囲についても、出生地などに限定せず、すべての都道府県及び地区町村を対象とすることとなりました。税額軽減の割合については、適用下限額を超える寄附金について所得税と合わせて全額控除するということとされております。

ただ、所得税と合わせて控除されるような高い税額控除率を上限なく適用とした場合、住所地の地方公共団体に納付される個人住民税が大きく減少することになり、個人住民税の性格や納税者間の公平性の確保という観点から問題があると考えられるため、地方公共団体に対する寄附金についての税額控除率を上乗せする部分には個人住民税の所得割の1割を上限とするということとなりました。

民間が担う公益への支援やふるさとに対し貢献や応援をしたいという納税者の思いが実現するよう、税制面でも充実が図られることになったところであります。

なお、個人住民税は都道府県の共同募金会、日赤支部及び地方公共団体に対する寄附金のみが控除の対象とされ、適用下限額も10万円と、所得税に比べて極めて高いものとなっていたところであります。

今回、2つの観点から、個人住民税における寄附金のあり方を抜本的に見直すこととされました。その第1は、地方分権の推進の観点から、その対象は国が一律に定めるのではなく、公益法人制度改革等も踏まえ、基本的には条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するもの、第2は、ふるさとに対して貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するための方途を講ずるというものであります。

次に、具体的にこれらの制度を説明させていただきますが、平成20年度の税制改正において、こうした方向に沿って現行の所得税の控除対象寄附金のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金を追加する仕組みを導入することとされました。あわせて、寄附金控除の上限を所得税額等の25%から30%に引き上げるとともに、適用下限額を10万円から所得税と同額の5,000円に引き下げることによって個人住民税所得割のおおむね1割を上限に、税額控除方式により所得税の所得控除による軽減額と合わせて全額の控除ができるという仕組みが導入されることとなりました。対象となる寄附金は、平成20年1月1日からの寄附金について適用されることとなります。

個人住民税において寄附金控除を認める場合は、大きく分けて2つの要件が必要となります。1つは、寄附金を受ける団体の行う事業が税金を軽減するにふさわしい公益性を有していること、もう一つは、その事業について税金を軽減する地方公共団体にとって受益が認められることとなります。

これらの点について、1つ目の公益性の要件は、所得税にも共通するものであり、所得税における寄附金控除の対象となっているものはこの要件をまず備えているというふうに考えられます。

一方、2つ目の要件である地域における受益関係については、地方税である個人住民税に特有の要件であります既に地方税法上対象となっている共同募金会や日本赤十字社については、全都道府県に支部等があり、各都道府県の区域内で活動していることから、地域における受益関係が存在すると認められます。しかし、公益法人や社会福祉法人などは、各法人によって市区単位で活動するもの、都道府県などで広域的な区域で活動するものなど、その活動の実態はまちまちであります。

地域における受益者関係の有無は、地方公共団体ごとに判断することが必要となると考えられます。このため、今回寄附金控除の対象を拡大するに当たっては、公益性の要件を備えていると考えられる所得税の寄附金控除の対象寄附金の中から、各地方自治体が地域における受益関係を勘案して条例によって個別に指定する仕組みをとるといったこととなされたものでございます。税額を軽減する方式としては、税額軽減効果と制度の簡素化の観点から、税額控除方式に統一されております。

この結果、法律によって控除対象となっている寄附金については、道府県民税から4%、市町村民税から6%をそれぞれ税額控除をすることとなりますが、一律10%の比例税率である個人住民税の場合、税額の軽減効果は現行の所得控除方式と変わりません。また、今般、控除対象に追加する都道府県または市区町村が指定した寄附金は、道府県が指定した寄附金は4%が道府県民税から、市町村が指定した寄附金は6%が市町村民税から控除されることとなります。また、今回の措置によって控除対象寄附金の範囲が拡大されること、また地方公共団体に対する寄附金

税制の拡充により地方公共団体向けの寄附金の増加が見込まれることなどから、寄附金控除の控除対象限度額について、総所得金額の25%から30%に引き上げることとなっております。

なお、45ページの別表につきましては、6ページの34条の7、寄附金税額控除の第3号から第12号で指定されている所得税の対象となる寄附金のうちから、県や市町村の動向を見ながら、今後早急に各部課との協議を経て、どの団体を条例で指定するかどうかを検討することといたしております。

次に、15ページ、第47の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、公的年金からいわゆる天引きの対象については従来から所得税については源泉徴収が行われるとともに、平成12年以降は介護保険料について源泉特別徴収が行われているところであります。また、本年4月からは国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料についても公的年間からの特別徴収が行われ始めたところであります。

個人住民税における公的年金からの特別徴収については、制度の施行は平成21年度からとし、実際の天引きについては同年の10月の支給分から実施されることとなっております。

公的年金からの特別徴収の対象者は、基本的には既に実施されている介護保険料等の特別徴収制度と基本的に同様の仕組みとされております。この対象者は、個人の住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払いを受けたもののうち当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象としています。これを特別徴収対象年齢所得者といいます。

特別徴収の対象となる年金は、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢または退職を支給事由とする年金であります。これらは特別徴収対象年齢給付といいます。対象となる年金が2つ以上ある場合には1つの年金が特別徴収対象年金給付とされます。

なお、介護保険料、国民健康保険税等の特別徴収は障害年金や遺族年金も対象としておりますが、個人住民税における特別徴収においては、これらの年金は課税の対象とされていないところにかんがみ、特別徴収の対象とされていないところであります。

なお、次のものについては、特別徴収の対象としていないとしております。

1として、老齢基礎年金の年金が18万円未満のもの、2、特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えるもの、（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 静粛にお願いします。今説明中ですから。

副町長（椎木 巧君） 3として、当該年度の初日に属する年の1月1日以降に引き続き当該市町村の区域内に住所を有するものでないものなどが特別徴収の対象外となっております。

特別徴収の対象となっている税額については、公的年金等に係る所得に係る所得割額と均等割額を対象としております。

なお、公的年金とは、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等を指し、老齢または退職

を要件とする年金、恩給等雑所得のうちの公的年金等に係る所得として公的年金等支払い報告書の対象となるものとされておりす。

なお、公的年金等に係る所得のほか給与所得を有し、給与からの特別徴収が行われるものについては、給与所得に係る所得割及び均等割額は給与から特別徴収することによりまして公的年金からの特別徴収の対象にはなっておりません。

また、公的年金等に係る所得は、公的年金等に係る所得及び給与所得以外の所得のあるものについては従前どおり原則として当該所得に係る所得割額の徴収は普通徴収の方法によって徴収されることとなりますが、現行の給与からの特別徴収と同様の取り扱いによって公的年金からの特別徴収によることも可能となるというふうになっておりす。特別徴収義務者は、特別徴収対象年金給付の支払いをする年金保険者とされておりす。

22ページ、第81条の軽自動車税の課税の免除でございます。これにつきましては、現在も事実上非課税の運用をしているところでございますが、今回、周防大島町商品自動車標識の貸し付けに係る規則を制定したことに伴いまして、販売業者の商品であって使用しない軽自動車等及び試乗または改装のために町長の許可を得て使用するものについては、軽自動車税を課さない、課税の免除とすることを条例上明確に規定したものでございます。

次に、周防大島町税条例の附則の改正でございます。24ページの附則の第7条の3、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の第3項につきましては、住宅ローンの特別控除の関係でございます。

26ページの附則第8項でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、ほとんど該当がないと思っておりますので、説明を省略します。

28ページの附則第10条の2、新築住宅等に係る固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告と、第7項の熱損失防止改修住宅に該当する場合については、新築住宅等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の内容について規定したものでございます。

30ページの附則第16条の3、19条の3、19条の5につきましては、市場活性化または貯金から投資への促進を図るため適用期限で廃止した上で次に新たに特別措置を講じられることとされたものでございます。

37ページの附則第19条の6については、個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年1月1日から上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入されたことによるものでございます。

39ページの附則第20条については、将来我が国の経済を支えるベンチャー企業の育成を支援するため、こうした企業への投資活動が促進されるよう、いわゆるエンゼル税制が講じられて

いるところであります。この適用期限は平成21年3月31日までとなっておりますが、この現行の特例は所得税と同様に廃止されることとなります。

一方、ベンチャー企業の株式により譲渡損失をこうむった場合、他の株式の譲渡から翌年以降3年間繰り越しの控除ができる措置については、期限は定めておらず、引き続き適用可能となっております。

また、新たに所得税においてこれらの経済等を支えるベンチャー企業育成のためのベンチャーへの一定の投資額について、1,000万円を上限として寄附金控除が適用されることとなります。

次に、本改正条例の附則でございますが、議案つづりのほうをお願いいたします。31ページの下段あたりの附則から出ておりますが、第1条から第4条については、施行期日と経過措置についてを定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 丁寧な説明で、聞いているほうが混乱するという内容を含んでおるんですが、開けた言葉で言えば、例えば法人の均等割が具体的にランク分けが拡大されたのか、金額が変わったのか、どう変わったのかという点が1つです。

それともう一点は、介護保険以降、実際的には年金徴収ということで、最後に副町長が言われたように、何とかとかいう、いつ変わるかわからんような格好の中で、それも徴収されるという格好になっていくと町民、今町政議論ですから町政に限って言うと、かなり低年金の方まで、今政府は変えると言いよるが、かなりの引き下げ額、多くなるという矛盾が出ると。その辺まで認識の中にあるのかどうなのかというのが1つです。

それともう一つは、前から言いよるんですが、例えば延滞税等について、ずっと14.6できよるわけなんです。実態から言えば、延滞額というのは、今かなり高い状況を指しちよるんじゃないかと。これだけ低金利の中で一体14.6、いわゆる町が取っていいのかどうなのか。少なくとも、町の中で見直しが可能かどうか。

例えば国がこういう上限額を決めておりますよね。そういう中で、議論として、考え方として町独自でそれを引き下げるということが、私は理論上は可能ではないかというふうに考えておるんですが、所管課の考えを聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 第1点目の法人均等割のランク分けにつきましては、従前と変わっ

たところはございません。表がございますけれども、表の1号から9号につきまして、並び順が大きいほうから並べ変えてあるというような改正でございます。

それから、町民税の年金の特別徴収でございますけれども、これ10月から始まりますけれども、最低1人でお年寄りがおって均等割がかかる場合の年金額でございますけれども、これは年額9万8千1円以上であれば均等割がかかってまいります。給与であれば9万3千円の給料からかかってくる、これは均等割でございます。所得割であれば10万5千1円からというような金額でございます。

それから延滞金でございますが、延滞金につきましては1カ月と1カ月を過ぎたところから延滞額が変わってまいりますけれども、公定歩合が現在低うございますので、当初の1カ月につきましては特例割合ということで下がっておりますでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しておきたいというふうに思いますが、基本的には、すべて地方税法の改正に基づき、国の基準で地方税法の改正が行われるわけなんです。前に議論したように、今回の地方税法の改正はかなり一般的に言えば小幅の改正というのが今年度の地方税法の中身だというふうに聞いております。

実際的に、例えば今考えてみてわかるのは、例えば年金者等から、今でさえ少しずつ大変なのに、食べるか食べないかわからない実態を無視して先に年金から引くというやり方自体が私はおかしいんじゃないかという立場なんです。例えば、それぞれの収入が年金からしかない場合、それを負債に充てる場合がありますね。負債があったら、例えばあとのいわゆる払えるか払えないかという状況が実生活の中で出てきますよね。

今回の地方税法の改正は、先に、あんたらの義務であるべき税金は取り立てますよと。あとのあなた方の生活はその余った中からやってくださいという、これが中身なんです。その流れは、介護保険制度から出発からして少しずつ広がってきたというのが実態なんです。

私は、こういうやり方は、やっぱり税の徴収者と税金を払う側のずんずん乖離、思い、その辺がわからんまま滞納が発生したりいろいろ発生している。この場合は滞納は発生しません。先に取りられちゃうんで。実際的には発生しませんが、逆に普通徴収等を考えてみた場合には、いわゆる一定所得以下の方は当然今度は年金から引かれるわけにいかないので、一定金額以下は直接納付するようになるというふうに私は思いますが、実際的にこういうふうに機械的に税金を取り立て

る方法、これは私は基本的には間違っているというふうに思います。

それともう一つは、ふるさと納税制度です。確かに今地方の税収は大変です。一見、例えば自分たちのふるさとから出て東京のほうへ行って、それでその上限分、一定部分については自分のふるさとに送れますよという格好になるが、そういう金額ではとてもではないが地方税は語れないという状況なんです。

それらも冷静に考えてみれば、やっぱり本来の、私がいつも言う税制の基本、逆転現象、例えば大きな大会社やそういうところにまけてやるのではなしに、やっぱりその見直しを根本的に変えていかにか、今の本来のあるべき姿、いわゆる多く持っている人は多く払う、少ない人は少なく払うという本来の累進課税の税制で、これからずんずんずれてくるんじゃないかということを議論に入れておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

・ ・

日程第12・議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第5号専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの41ページをお願いいたします。本案につきましては、さきの臨時議会におきまして国民健康保険税の税率等について、平成20年度の課税に支障を来さないように専決処分をさせていただいたところではありますが、このたびの専決処分の理由につきましては、町税条例と同様の理由により専決処分をさせていただいたものでございまして、議会に報告をいたしまして承認をお願いするものでございます。

周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これらの改正は地方税法の改正に伴いまして周防大島町国民健康保険税条例においても所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正条文の説明に入ります。参考資料によりまして御説明をさせていただきたいと思しますので、47ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別均等割額、7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額については、別添説明資料の36ページの の世帯で賦課される保険税の軽減になりますが、いわゆる医療分と後期高齢者分の特定世帯に係る世帯割について半額とすることの規定でございます。

ここで言う特定世帯とは、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって国保に残る加入者が1人となってから5年間が経過するまでの世帯でございます。後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に達するものが国保から後期高齢者医療制度に移行することによって単身世帯となるものについては5年が、世帯割で賦課される保険税が半額となります。これを条文的にいいますと、第5条の2にありますように、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯を指しますが、特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行した国保加入者で、移行してからそのままの世帯に属して5年間が経過するまでの方を言うのでございます。

なお、45歳から64歳までの介護分の世帯割については、医療分と必ず重複いたしますので、半額とはならず、今までと変更はありません。

次に、第23条国民健康保険税の減額につきましては、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合における減額、いわゆる7割軽減・5割軽減・2割軽減について規定したものでございます。

同じ37ページの の低所得者に対する軽減についての配慮のことですが、低所得者に対する軽減については、軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達するものが国保から後期高齢者医療制度に移行することによって世帯の国保被保険者が減少しても5年間、従前と同様、旧国保の被保険者の所得及び人数も含めての軽減措置を受けることができるようにしたものでございます。

ちなみに の条例減免、被用者だったものの保健税の軽減については、前回の専決処分で既に御説明を申し上げているところでございます。

附則第3、附則第2項から附則第18項までは、制度の改正に伴う項番号や字句の調整、または制度の終了による項の廃止等でございます。

附則については、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

適用区分については、改正後の税条例の規定は平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、19年度分の国民健康保険税についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重なる審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 後期高齢者医療制度、どう見るかという点で、基本的には討論しておきたいというふうに思いますが、御承知のように、町等にかかわってきたのは去年の補正ぐらいからではなかったか。いわゆるシステム改修から始まって、ずっと後期高齢者医療制度のための地方自治体は準備をしてきました。それで、これはもともとは既に論議したように、2006年の小泉内閣の骨太方針から出発した。これも討論しました。それで、実際的にこのどこが問題かというのは、もう既にかかなりのマスコミが今の後期高齢者の問題点を指摘しております。すなわち、新たな、今のおば捨て山という言い方で表現しております。

それで、周防大島町も実際的には制度の導入を知らされた後から大きく不満の渦が起こったというのが実態なんです。じゃ、私は、当然、国の説明責任も当然問われるだろうが、やっぱりこの制度の本質がわかればわかるほど明らかに、実際的にはもとの老人保健制度に一たん返して、再度どういう制度がいいかと、どういう耐えられる制度かという格好で論議をすべきだという立場であります。

残念ながら、けさの新聞を読みますと、衆議院においてはほとんど論議されないまま廃案ということが言われました。それで、政府・与党の対応はどうかと言えば、実は国民の声に押されて一部手直しということで、例えば年金の徴収範囲とか減額部分とか、これを手直しするんだということが既に発表されております。しかし、その手直しは抜本的な組織の矛盾を実は覆い隠すことはできないという状況なんです。

基本的には今言われているような後期高齢者、実際町がそれを取り組んでいくとなるとなかなか大変。まして、今現在、過剰な取り立て、今でもあるというのが数日來のこの新聞の報道でも明らかです。実際的に、保険料が決まったと思われるが、今でも実は徴収額が高かったというのが各広域連合の中でも明らかになっております。

そういう中で、ほんとにやみくもなこういう場当たりの制度改正は本来の抜本改正ではないし、その加入者は怒る。また、新たに例えば75歳以下の方もこの制度に加入すれば、また同じ

ような例えば矛盾が起こる。

保険料についても、今の団塊の世代が75歳になれば今の保険料が倍になる。これも既に政府が統計を出しております。そういう代物だということを明らかにして、反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第13・議案第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第6号権利の放棄についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 先ほど全員協議会でも御説明いたしましたが、議案第6号の権利の放棄につきまして補足説明を申し上げます。

遺言公正証書による町への特定遺贈の権利を放棄をするということにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、平成17年2月に死亡いたしました(A氏)の遺言公正証書に記載されておりました動産、すなわち預貯金等の一切の3分の2を社会福祉協議会へ、残り3分の1を町へ遺贈したい旨のうち、町への特定遺贈の権利を放棄しようとするものでございます。

権利放棄の理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、預貯金等の一部が遺言の存在をまず知っていなかったであろう遺族によって既に引き出されております。

次に、法定相続人から、遺留分の減殺請求が出ております。遺言者は遺言によってその相続財産を自由に処分することは認められていますが、その自由を無制限に認めてしまうと、本来の相

続人の期待を余りにも無視する結果となってしまう、妥当でなくなるため、法は慰留分を定め、その範囲で遺言の自由を制限をいたしております。慰留分を侵害された相続人は、その侵害された限度、今回の場合は2分の1でございますが、この限度で遺贈の効力を失わせることができます。これを遺留分減殺請求と言うんだそうでございます。

既に遺言により、相続財産の権利は社協と町が取得をいたしておりますので、遺留分算定の基礎となる遺産価格の確定が必要でございますが、この遺言公正証書には遺言執行人を社会福祉協議会あるいは町というふうに指定をしております。そういったしますと、動産、すなわち預貯金等の一切をまず把握する必要がございますが、その把握は私どもではできませんので、家庭裁判所での調停、審判という手続が必要になってまいります。もちろん既に引き出されております預貯金等も裁判所が返還をさせるということになります。こういう手続を行っている中で万が一、例えばマイナスの遺産、負の遺産、例えば借財というふうなものが存在した場合にも、当然のことながらそのマイナス部分も含めて遺贈を受けるという形にもなります。

町としては、基本的には故人がああいう文書を書いたわけでございますから、その故人の意思を尊重しなければならないというスタンスではあります。今回の場合のように、相続遺産が特定困難なものについての遺贈、さらには遺族が遺言の存在や内訳について全く知らされていなかったという複雑な状況にかんがみ、権利放棄という結論にさせていただきたいという結論に至ったわけございまして、議案として今回上程をさせていただきました。

なお、社会福祉協議会におかれましては、同様の手続をとる予定だと伺っております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第6号権利の放棄について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第7号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第7号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容について申し上げますと、まず産業振興の区分では、農業関係の基盤整備といたしまして、地産地消対応型園芸産地育成事業を、需要にこたえる園芸産地構造改革推進事業に、被害防止施設緊急整備事業を鳥獣被害防止施設等整備事業に、それぞれ名称変更をし、また、みかんバ工防除の薬剤散布の助成と防除体制整備の支援を目的とした難防除病虫害緊急防除対策事業をこのたび県事業の補助を受けて実施することとなったため、計画に追加するものでございます。

さらに、漁港施設につきましては、和田漁港（逗子地区）にあります漁港施設の航路に土砂が堆積し支障を来しているためそのしゅんせつ除去と浮島漁港、江ノ浦地区の護岸施設に陸閘3基をしゅんせつ整備する事業とのそれぞれを計画に追加しようとするものでございます。

次に、生活環境の整備の区分では、地域の防犯対策や、特に生徒の通学途中の安全対策として町内全域を対象に、計画的に防犯灯を設置する事業を本計画に新しく追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

討論、採決は最終日といたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6月19日木曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午後2時23分散会